

子ども家庭相談員（月額制会計年度任用職員）採用試験実施要項

令和 8 年 9 月
府 中 市

概要

この採用試験は、子ども家庭相談員（月額制会計年度任用職員）の採用候補者を決定するために実施するものです。

募 集 人 数 2 名

採 用 予 定 日 令和 8 年 1 1 月 1 日付

試験申込期間 令和 8 年 9 月 7 日（月）～ 9 月 2 3 日（水）

試験申込場所 子育て世代包括支援センター「みらい」（郵送可）

1 募集人数及び受験資格

職 名	募集人数	受験資格
子ども家庭相談員	2 名	社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、 児童福祉司任用資格、保健師のいずれかの資格をもつ人 ※ 実務経験、普通自動車運転免許をもつ人が望ましい。

※ 地方公務員法の規定により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 府中市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 試験申込手続

(1) 実施要項の配布

配布期間	配布時間	配布場所
令和8年9月7日（月） ～9月23日（水）	午前10時00分 ～ 午後6時00分	子育て世代包括支援センター「みらい」

(2) 試験申込

期 間	受付場所及び郵送先
令和8年9月7日（月） ～9月23日（水）	・受付場所 子育て世代包括支援センター「みらい」 ・郵送先（令和8年9月23日（水）必着） 〒183-0023 府中市宮町1-4-1 フォーリス3階 子育て世代包括支援センター「みらい」 宛て ※ 封筒の宛名面に「試験申込書類在中」と記載すること

(3) 試験申込に必要な書類

ア 履歴書

必要事項を記入し、最近6か月以内に撮影した上半身・脱帽のカラー写真を貼ってください。

※ 日中に連絡可能な電話番号を必ず記入すること。

イ 資格証等の写し

受験資格を満たす資格証・免許証の写し

ウ 小論文

テーマ「養育困難家庭における相談員の役割について」800字以内

※ 様式は自由、自筆・ワープロのどちらでも可

(4) その他

ア 申込みに関する提出書類に不備がある場合、申込みを受け付けないことがあります。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。

イ 申込みに関する提出書類は、お返しできません。

3 選考方法等

(1) 第1次選考

履歴書、小論文等の提出書類による選考を行います。

※ 選考結果は、合否にかかわらず、全員の方に郵送で通知します（9月下旬頃を予定）。

(2) 第2次選考

面接による選考を行います。

※ 面接試験は、令和8年10月5日（月）に行う予定です。時間や場所などの詳細は、第1次選考の合格通知の際に連絡いたします。

※ 選考結果は、合否にかかわらず、全員の方に郵送で通知します（10月中旬頃を予定）。

※ お電話での合否確認等の対応は行いません。

(3) その他

「履歴書」の記入内容に虚偽があった場合や、所定の受験資格を満たしていないことが判明した場合には、採用されないことがあります。

4 勤務条件等

(1) 身分

府中市会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号による任用）

(2) 職名

子ども家庭相談員

(3) 勤務場所

子育て世代包括支援センター「みらい」（子ども家庭部子ども家庭支援課）

(4) 業務内容

ア 児童家庭相談業務に関すること（電話、窓口、訪問等）。

イ 市役所内外の関係機関との連携に関すること（関係機関との連絡調整、会議の開催・出席等）。

ウ その他児童福祉に関して必要な事務

(5) 任用期間

令和8年11月1日から令和9年3月31日まで

※ 令和9年4月以降も職が継続して設置される場合、再度の任用に申し込むことができます。

(6) 勤務時間

次の形態で日曜日～土曜日のうち、週4日

ア 午前8時30分～午後5時15分（実働7時間45分）

イ 午前9時30分～午後6時15分（実働7時間45分）

※ 土日祝勤務については2か月に1回程度となります。（相談可）

(7) 休日・休暇等

ア 週休日は所属長の定める日とし、年末年始は休日とします。

イ 休暇は年次有給休暇（初年度は8日）のほか、病気休暇、慶弔休暇などの特別休暇があります。

(8) 報酬月額

264,300円

※ 別途、通勤手当相当分、期末勤勉手当等が支給されます。

※ 採用前に改定等があった場合は、その定めるところによります。

(9) 服務義務等

地方公務員法上の服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)が適用となるほか、地方公務員法に規定する事由に該当した場合には、分限、懲戒処分の対象となります。

(10) 社会保険等

東京都市町村職員共済組合(短期給付・福祉事業)、厚生年金保険及び雇用保険に加入するほか、労働災害補償等の対象となります。

(11) 福利厚生

府中市職員互助会に加入できます。

【問合せ先】

府中市子ども家庭部子ども家庭支援課相談担当

〒183-0023 府中市宮町1-41 フォーリス3階

電話 (042) 319-0072 (直通)

ホームページアドレス <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/>